

消防予第 240 号  
平成 3 年 12 月 6 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について(通知)

改正 平成 6 年 2 月 15 日消防予第 35 号

自動火災報知設備の設置に係る感知器の選択については、「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」(昭和 60 年 6 月 18 日付け消防予第 77 号)に基づき運用しているところであるが、平成 3 年 6 月 1 日に「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」(平成 3 年自治省令第 20 号)が施行され、自動火災報知設備の感知器に新たに炎感知器の使用が可能となったことに伴い、自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準の全部を別添のように改めることとした。

ついては、自動火災報知設備の感知器の設置については、今後、改正後の基準に基づき、適切な指導をお願いする。

なお、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

別添

自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準

第 1 選択基準

自動火災報知設備の設置に係る感知器の選択は、消防法施行規則(以下「規則」という。)第 23 条第 4 項から第 7 項までの規定によるほか、その運用に当たっては、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を選択するよう指導すること。

1 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器の設置について

ア 規則第 23 条第 4 項第 1 号ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所に設置する感知器は、別表第 1 によること。

イ 規則第 23 条第 5 項各号又は第 6 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場所のうち、別表第 2 の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第 23 条第 5 項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあつては、規則第 23 条第 4 項

第 1 号二(チ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

## 2 多信号感知器及び複合式感知器の設置について

多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが 1 により適応感知器とされるものとする。

## 第 2 選択基準の運用

1 別表第 1 及び別表第 2 に示す設置場所については、環境状態が類似する場所であれば、具体例以外の場所であっても本基準を適用して差し支えないものであること。

2 既に設置されている感知器で非火災報が多く発生する感知器又は失報のおそれのある感知器については、本基準に準じて感知器の取換えを指導すること。

## 第 3 その他

この基準の施行に伴い、「自動火災報知設備の感知器に関する選択基準について」(昭和 60 年 6 月 18 日付け消防予第 77 号)は、廃止するものであること。

別表第1

設置場所		適応熱感知器										備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ	スポット		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種	型	型		
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	じんあい、微粉等に滞留する場所												<p>1 規則第23条第5項第6号の規定による階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できること。</p> <p>2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。</p> <p>5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもので、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。</p>
	水が滞留する場所	洗濯室、蒸気室、浴室、等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×

											い措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
腐食性ガスが発生おそれる場所	工場、キッチン、汚水処理場等										1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
厨房その他常に煙が滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等										厨房、調理室等で高湿度となるおそれる場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
著しく高温な場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、造室、スタジオ等										
排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、自家発電室、エレベーター、トラックヤード、テスト等										1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場

											合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。	
煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内の食品庫、ダムウエーター、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。</p> <p>2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。</p> <p>3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。</p>
結露が発生する場所	スレート又は鉄板葺いた屋根の倉庫、パッケージ型冷却専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	<p>1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。</p> <p>2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。</p>
火を使用する設備が火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場の溶接場所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	

注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあつては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 5 多信号感知器にあつては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが別表第1により適応感知器とされたものであること。

別表第2

設置場所		適応熱感知器							適応煙感知器							備考						
環境状態	具体例	差動式スポット	差動式布型	差動式分型	補償式スポット	定温式	温式	アログ式スポット	イオン式スポット	オ化式スポット	光式スポット	電式スポット	イオン式スポット	オ化式スポット	アログ式スポット		電式スポット	光式分型	電式分型	アログ式分型	電式分型	炎感知器
に煙留上換悪所に煙る滞るな喫よがすう気い	議応、室、憩控楽娛、室、茶飲、合キレの、会宴等、ル客宿、室、室、泊飯等、廊下、通路	○	○	○								○*			○*	○	○					
就寝と使用する所	ホの室、室、室、下、等								○*	○*	○*	○*	○	○								
煙の微粒が浮遊する場所	ロビー、礼拝堂、観望場、屋敷等、階段、斜エー降路、ベタ等				○							○*			○*	○	○	○				
風の影響を受けやすい場所												○*			○*	○	○	○				
煙が長距離を移動し知到する場所																						電式感知器はアログ式スポット感知器又電式スポット感知器はアログ式

